

大阪大学キャンパスメールサービス運用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪大学キャンパスメールサービス（以下、「キャンパスメール」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(概要)

第2条 キャンパスメールは、学内に設置する全学共通プラットフォームを利用して提供するものであり、大阪大学のサブドメインのメールアドレスを用いて、管理者が組織の階層管理やアカウント管理を行うことができるメールサービスをいう。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組織 キャンパスメールを利用する部局あるいは、特定の目的を持った利用者の集まりをいう。
- (2) 管理者 キャンパスメールを利用する組織全体の階層及びアカウントの管理を行う者をいう。
- (3) 利用者 キャンパスメールを利用する者をいう。

(利用の範囲)

第4条 管理者は、本学の教職員とする。

- 2 キャンパスメールのアカウントは、本学構成員に限らず組織の判断で発行できるものとする。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、大阪大学総合情報通信システム利用者ガイドラインを遵守しなければならない。

- 2 情報を担当する理事（以下、「情報推進担当理事」という。）は、前項が遵守されないときは、当該利用者のアカウントを削除、又は、一定期間その利用を停止させることができる。

(管理者の義務)

第6条 管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャンパスメールの運用に協力すること。
 - (2) キャンパスメールのハードウェア・ソフトウェアに障害を与えるような事象が発生した場合には、関連するシステムのサービス停止及び情報提供等に協力すること。
 - (3) キャンパスメールのアカウントの適正な管理に努めること。
- 2 情報推進担当理事は、前各号が遵守されないときは、キャンパスメールの利用を一定期間停止させることができる。

(利用申請)

第7条 管理者は、キャンパスメールの利用を希望する場合、大阪大学キャンパスメールサービス利用申請書(様式1)を情報推進担当理事に提出するものとする。

(利用申請の承認)

第8条 情報推進担当理事は、前条で提出された利用申請書を適当と認めたときは、これを承認するものとする。

(利用料金)

第9条 キャンパスメールの利用に必要な料金は、キャンパスメールサービス利用料金表(別表1)のとおりとする。

(変更届出)

第10条 管理者は、申請の内容に変更が生じたときは、大阪大学キャンパスメールサービス変更届出書(様式2)を情報推進担当理事に提出し、報告しなければならない。

(終了届出)

第11条 管理者は、キャンパスメールの利用を終了するときは、大阪大学キャンパスメールサービス終了届出書(様式3)を情報推進担当理事に提出し、報告しなければならない。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、キャンパスメールの運用に関し必要な事項は、情報推進担当理事が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この改正は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2. この改正の施行の日の前日においてキャンパスメールを利用している場合又は令和元年10月1日以降に利用を開始する場合において利用料金を移算等の学内振替処理等により消費税の課税対象とならない経費で負担する場合は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間中の利用料金を改正後の規定にかかわらず、従前の利用料金を適用する。

(別表1)

キャンパスメールサービス利用料金表

| サービス クラス | メールアカウント数 | 利用料金 (年額) | 金額設定アカウント数 |
|-------------|--------------|-----------|------------|
| 1 | ～ 10個以下 | ¥4,325 | 5 |
| 2 | 11～ 50個以下 | ¥21,625 | 25 |
| 3 | 51～ 100個以下 | ¥64,875 | 75 |
| 4 | 101～ 200個以下 | ¥129,750 | 150 |
| 5 | 201～ 300個以下 | ¥216,250 | 250 |
| 6 | 301～ 400個以下 | ¥302,750 | 350 |
| 7 | 401～ 500個以下 | ¥389,250 | 450 |
| 8 | 501～ 600個以下 | ¥475,750 | 550 |
| 9 | 601～ 700個以下 | ¥562,250 | 650 |
| 10 | 701～ 800個以下 | ¥648,750 | 750 |
| 11 | 801～ 900個以下 | ¥735,250 | 850 |
| 12 | 901～ 1000個以下 | ¥821,750 | 950 |
| 13以上 | 1001個以上 | | |

<料金表の考え方について>

- ・ メールアカウント数は100きざみを基本とし(100以下を除く)、各サービスクラスを設定。
- ・ 各サービスクラスの年額は、金額設定アカウント数(アカウント数の中間値)×865円に設定。
- ・ 1001個以上は、100アカウント単位にサービスクラスを設定する。
この場合の利用料金については、サービスクラス12の利用料金(821,750円)に、サービスクラスが1増える毎に86,500円を加算する。

(例)

サービスクラス13(1001から1100個以下)の場合、利用料金： 908,250円

サービスクラス17(1401から1500個以下)の場合、利用料金：1,254,250円

<料金表の選択と利用料金について>

- ・ メールサービスを利用する部局等は、年度単位に料金表からサービスクラスを選択する。
- ・ サービス利用料の支払いについては、年度単位とする。
- ・ 年度途中からサービスを開始する場合は、年度末までの月割りで利用料金を算出する。
- ・ 年度途中で、選択したメールアカウント数を超える場合は、サービスクラスを変更することとする。
この場合、月割りで利用料金を算出する。
- ・ 年度途中でサービスを終了した場合、年度途中で下のサービスクラスに変更した場合でも、利用料金の減額は行わないこととする。